

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和7年6月30日(2025.6.30)

【公開番号】特開2023-21938(P2023-21938A)

【公開日】令和5年2月14日(2023.2.14)

【年通号数】公開公報(特許)2023-029

【出願番号】特願2022-118923(P2022-118923)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/58(2006.01)

A 6 1 K 8/81(2006.01)

A 6 1 K 8/891(2006.01)

A 6 1 K 8/91(2006.01)

A 6 1 K 8/89(2006.01)

A 6 1 K 8/31(2006.01)

A 6 1 K 8/34(2006.01)

A 6 1 Q 5/00(2006.01)

A 6 1 Q 5/06(2006.01)

A 6 1 K 8/73(2006.01)

10

【F I】

A 6 1 K 8/58

A 6 1 K 8/81

A 6 1 K 8/891

A 6 1 K 8/91

A 6 1 K 8/89

A 6 1 K 8/31

A 6 1 K 8/34

A 6 1 Q 5/00

A 6 1 Q 5/06

A 6 1 K 8/73

20

30

【手続補正書】

【提出日】令和7年6月20日(2025.6.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

成分(A)： $(R^1)_3SiO_{1/2}$ で表されるM単位及び $SiO_{4/2}$ で表されるQ単位を含む皮膜形成性ポリマー（式中、 R^1 はフッ素置換されていてもよい炭素数1以上12以下の炭化水素基又はヒドロキシ基を示す。複数の R^1 は互いに同一でもよく、異なってもよい。）、

40

成分(B)：成分(A)以外の皮膜形成性ポリマー、及び

成分(C)：揮発性溶媒

を含有し、成分(C)の含有量が50質量%以上である、化粧品組成物。

【請求項2】

成分(B)が下記成分(B1)～(B6)からなる群から選ばれる1種以上である、請求項1に記載の化粧品組成物。

50

(B 1) $R^1 SiO_{3/2}$ で表される T 単位を含み、 $SiO_{4/2}$ で表される Q 単位を実質的に含まないシリコン樹脂 (R^1 は前記と同じである。)

(B 2) アクリルシリコンポリマー

(B 3) シリコン変性脂環構造含有ポリマー

(B 4) シリコン変性プルラン

(B 5) ポリウレア / ウレタンシリコン

(B 6) ガラス転移温度 200 以下の非シリコン系ポリマー

【請求項 3】

成分 (B) が下記成分 (B 1)、成分 (B 2) 及び成分 (B 6) からなる群から選ばれる 1 種以上である、請求項 1 又は 2 に記載の化粧品組成物。

10

(B 1) $R^1 SiO_{3/2}$ で表される T 単位を含み、 $SiO_{4/2}$ で表される Q 単位を実質的に含まないシリコン樹脂 (R^1 は前記と同じである。)

(B 2) アクリルシリコンポリマー

(B 6) ガラス転移温度 200 以下の非シリコン系ポリマー

【請求項 4】

化粧品組成物中の成分 (A) 及び成分 (B) の合計含有質量に対する成分 (A) の含有質量の割合 $[(A) / \{ (A) + (B) \}]$ が 10 % 以上 90 % 以下である、請求項 1 又は 2 に記載の化粧品組成物。

【請求項 5】

化粧品組成物中の成分 (A) 及び成分 (B) の合計含有量が 1 質量 % 以上 40 質量 % 以下である、請求項 1 又は 2 に記載の化粧品組成物。

20

【請求項 6】

成分 (C) がアルコール系溶媒、炭化水素系溶媒、及びシリコン系溶媒からなる群から選ばれる 1 種以上である、請求項 1 又は 2 に記載の化粧品組成物。

【請求項 7】

請求項 1 又は 2 に記載の化粧品組成物からなる毛髪化粧品組成物。

【請求項 8】

請求項 1 又は 2 に記載の化粧品組成物からなる染毛剤組成物。

【請求項 9】

請求項 1 又は 2 に記載の化粧品組成物をケラチン物質に適用し、次いで乾燥させる工程を有する、ケラチン物質の処理方法。

30

【請求項 10】

請求項 7 に記載の毛髪化粧品組成物を毛髪に適用し、次いで乾燥させる工程を有する、毛髪の処理方法。

【請求項 11】

請求項 8 に記載の染毛剤組成物を毛髪に適用し、次いで乾燥させる工程を有する、毛髪の染色方法。

【請求項 12】

2 以上の組成物を備えた化粧品キットであって、

前記組成物を混合して得られる化粧品組成物中に下記成分 (A) ~ (C) が含まれる、化粧品キット。

40

成分 (A) : $(R^1)_3 SiO_{1/2}$ で表される M 単位及び $SiO_{4/2}$ で表される Q 単位を含む皮膜形成性ポリマー (式中、 R^1 はフッ素置換されていてもよい炭素数 1 以上 12 以下の炭化水素基又はヒドロキシ基を示す。複数の R^1 は互いに同一でもよく、異なってもよい。)

成分 (B) : 成分 (A) 以外の皮膜形成性ポリマー

成分 (C) : 揮発性溶媒